

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	室田運送株式会社（法人番号7460101006257）代表者室田大介	北海道上川郡清水町南2条9丁目14番地2	本社営業所	北海道上川郡清水町南2条9丁目12	R4.5.30	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他14件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他14件	令和3年11月11日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反（貨物自動車運送事業法（以下「法」）第11条）、（3）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（4）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（5）整備不良車両等運行（安全規則第3条の2）、（6）自動車検査証の備付け義務違反（安全規則第3条の2）、（7）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（8）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（9）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、（10）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（11）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（12）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（13）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（14）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（15）報告義務違反（法第60条第1項）	9	9
2	有限会社NKS流通（法人番号4450002008281）代表者中山雅晴	北海道上川郡東川町西町9丁目101番地4	本社営業所	北海道上川郡東川町西町9丁目101番地4	R4.5.30	輸送施設の使用停止（200日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他14件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他14件	令和3年11月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（4）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、（5）点呼の実施不適切（安全規則第7条第1項、第2項）、（6）アルコール検知器備え義務違反（安全規則第7条第4項）、（7）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（8）点呼の記録の改ざん・不実記載（安全規則第7条第5項）、（9）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（10）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（11）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（12）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（13）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（14）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（15）運行管理者の解任届出義務違反（安全規則第19条）	20	20

